

中小企業のみなさんへ

令和3年度
一関市中小企業振興資金
貸付制度のご案内

一 関 市

中小企業の皆さんのための融資です。

種類	運転資金	設備資金	経営安定資金	開業資金																																															
ご利用 できる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に1年以上住所(または法人登記)を有する中小企業者 ○ 市内に工場または店舗等を有し、1年以上営業している中小企業者 <p>製造、建設、輸送業等 卸売業</p> <p>サービス業</p> <p>小売業</p> <p>特定非営利活動法人</p> <p>資本金3億円以下 または従業員300人以下</p> <p>資本金1億円以下 または従業員100人以下</p> <p>資本金5,000万円以下 または従業員100人以下</p> <p>資本金5,000万円以下 または従業員50人以下</p> <p>従業員300人以下</p> <p>小売業を主とする場合50人以下 卸売業又はサービス業100人以下</p>		<p>左記の2つの条件に加えて、以下のいずれかに当てはまる中小企業者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最近3ヶ月間の平均売上高(建設業の場合、完成工事高。以下同様)が前年同期の平均売上高に比較して、概ね10%以上減少しているもの ■ 最近の経常利益が欠損であるもの ■ 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下しているもの ■ 最近の流動比率又は当座比率等資金繰り関連諸比率が悪化していると認められるもの ■ 取引先の倒産により、その経営が不安定になると認められるもの ■ 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、一関市の認定を受け、経営安定関連保証の対象となるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内に住所を有する方(法人は市内へ法人登記) ○ 市内に店舗・工場を備えて開業しようとする方、または開業後1年未満の中小企業者 ○ 開業に必要な許認可がある場合には、その許認可等を受けている方 <p>※客観的に見て事業に着手していると認められることが必要です。</p>																																															
	<p>※下記に該当する方は、岩手県小規模小口資金貸付をご利用下さい。(市からの補給があり、本制度よりも利用者負担が低くなります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員20名(商業、サービス業は5名)以下の小規模事業者 ・借入額が、既借入額と併せて2,000万円以下 ・岩手県小規模小口資金貸付の融資条件に該当 																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県信用保証協会の保証対象業種で、保証債務残高が今回の借入を含めて5,000万円以内の方 (除外業種：農林業 代理商・仲立業 風俗業 金融・保険業 宗教など) ○ 納期の到来した市税を完納している方(開業資金については市町村税) 																																																		
貸付限度額	2,500万円	2,500万円	2,500万円	1,250万円																																															
	併用 3,750万円																																																		
貸付利率	<p>令和3年4月1日現在 3年以内 2.70%以内 3年超 2.90%以内</p> <p>利子補給後の利率 " 1.20%以内 " 1.40%以内</p> <p>※特別小口・セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合、それぞれ0.1%割引となります。</p>																																																		
保証料率	<p>岩手県信用保証協会の信用保証が必要です。</p> <p>保証料率は、信用保証協会の審査による区分毎に、下表のとおりです。(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>※1</th> <th>※2</th> <th>※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>年1.70</td> <td>年1.55</td> <td>年1.35</td> <td>年1.20</td> <td>年1.05</td> <td>年0.90</td> <td>年0.80</td> <td>年0.60</td> <td>年0.45</td> <td>年1.05</td> <td>年0.90</td> <td>年0.80</td> </tr> <tr> <td>補給後の料率</td> <td>年0.85</td> <td>年0.775</td> <td>年0.675</td> <td>年0.60</td> <td>年0.525</td> <td>年0.45</td> <td>年0.40</td> <td>年0.30</td> <td>年0.225</td> <td>年0.525</td> <td>年0.45</td> <td>年0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保証料の2分の1を補給します。)</p> <p>※1 貸借対照表を作成していない場合 ※2 特別小口・セーフティネット保証1～4、6号を利用の場合 ※3 セーフティネット保証5、7、8号を利用の場合、NPO法人の場合 会計参与を設置している旨の登記を確認できる場合、補給前の保証料率①～⑨、※1～※3から0.1%割引となります。</p>												区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2	※3	保証料率	年1.70	年1.55	年1.35	年1.20	年1.05	年0.90	年0.80	年0.60	年0.45	年1.05	年0.90	年0.80	補給後の料率	年0.85	年0.775	年0.675	年0.60	年0.525	年0.45	年0.40	年0.30	年0.225	年0.525	年0.45	年0.40
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2	※3																																							
保証料率	年1.70	年1.55	年1.35	年1.20	年1.05	年0.90	年0.80	年0.60	年0.45	年1.05	年0.90	年0.80																																							
補給後の料率	年0.85	年0.775	年0.675	年0.60	年0.525	年0.45	年0.40	年0.30	年0.225	年0.525	年0.45	年0.40																																							

種 類	運 転 資 金	設 備 資 金	経 営 安 定 資 金	開 業 資 金
貸付期間	7年以内	貸付額 1,250万円以内 7年以内 貸付額 1,250万円超 10年以内	10年以内	7年以内
据置期間	1年以内可	1年以内可	1年以内可	1年以内可
返済方法	元金均等割賦返済			
保証人 担保等	原則として法人における代表者を除き不要となります。			

お申し込み

取扱金融機関の窓口へお申し込みください。(裏面)

◆申込用紙は、取扱金融機関と岩手県信用保証協会一関支所の窓口にあります。

貸付の決定

取扱金融機関から通知があります。

◆貸付の決定を受けたときは、すぐに借入の手続きを行ってください。

必要な書類

納税証明書・資産証明書・印鑑証明書など

◆詳しくは、取扱金融機関へお問い合わせください。

利子補給

貸付利率のうち、年 1.5%を市が補助しますので、利用者は左欄の利子補給後の利率でご利用いただけます。

保証料補給

保証料の 2 分の 1 を市が補助しますので、利用者は左欄の保証料補給後の料率でご利用いただけます。

【特別小口貸付制度】

次のすべての条件にあてはまるときは、無担保・無保証人での貸付をご利用いただけます。
(ただし、岩手県信用保証協会の信用保証が必要です。)

1. 融資申込額が、2,000万円以下であること。
2. 従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下）で、1 年以上継続して同一事業を営んでいること。
3. 申込日の前 1 年間に於いて、納期の到来した次の税金のいずれかを納期内に完納していること。
 - ① 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人にあつては法人税）
 - ② 事業税
 - ③ 所得割（法人にあつては法人税割）のある県民税
 - ④ 所得割（法人にあつては法人税割）のある市民税
4. 岩手県信用保証協会の保証債務残高がないこと。

ただし、特別小口保証がある場合は、当該保証の限度額以内において対象となります。

開業資金を利用できる条件としての「※客観的に見て事業に着手していると認められること」とは、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、法人組織については⑤に該当する方をいいます。

- ①当該事業にかかわる工場、店舗等の建物が完備していること
- ②工場、店舗等の建物の建築が具体的に進行中であること
- ③その事業に必要な設備、機械を完備していること、又は発注済みであること
- ④販売すべき商品の仕入れが終わっていること、又は仕入れ中であること
- ⑤会社等法人組織については、設立登記が完了していること

お問い合わせは

◇取扱金融機関

岩手銀行一関支店	大町5-10	23-3000
岩手銀行山目支店	山目字寺前50-3	23-5018
岩手銀行一関西支店	山目字寺前50-3(山目支店内)	23-5018
岩手銀行三関支店	三関字神田158-1	26-3371
岩手銀行花泉支店	花泉町花泉字地平45-1	82-5261
岩手銀行千厩支店	千厩町千厩字町170-1	52-3111
岩手銀行摺沢支店	大東町摺沢字但馬崎16-11	75-2131
岩手銀行藤沢支店	藤沢町藤沢字町119	63-2424

東北銀行一関支店	大町4-25	23-3470
東北銀行山目支店	山目字三反田18-1	21-5001
東北銀行千厩支店	千厩町千厩字町151	52-3151

北日本銀行一関支店	大町5-16	23-4041
北日本銀行山目支店	竹山町5-17	21-1101
北日本銀行千厩支店	千厩町千厩字町145	52-2131
北日本銀行摺沢支店	大東町摺沢字但馬崎24-1	75-3141

一関信用金庫本店	幸町5-5	23-6111
一関信用金庫山目支店	上日照6-20	23-2480
一関信用金庫地主町支店	地主町1-26	23-5211
一関信用金庫駅前支店	新大町5	26-2022
一関信用金庫三関支店	三関字神田168-1	23-3111
一関信用金庫萩荘支店	萩荘字高梨東1-5	24-4311
一関信用金庫一関インター支店	山目字泥田52-1	33-1616
一関信用金庫花泉支店	花泉町花泉字袋5-7	82-2440
一関信用金庫千厩支店	千厩町千厩字館山11-1	53-2461
一関信用金庫東山支店	東山町長坂字町219	47-3535
一関信用金庫室根支店	室根町折壁2丁目27-1	64-2255
一関信用金庫川崎支店	川崎町薄衣字法道地21-8	43-2266

◇商工会議所・商工会等

一関商工会議所	駅前1	23-3434
花泉支所	花泉町涌津字一の町36-1	82-3130
大東支所	大東町摺沢字但馬崎66-1	75-2448
千厩支所	千厩町千厩字町浦9-13	53-2735
東山支所	東山町長坂字羽根堀1	47-2492
室根支所	室根町折壁字大里122-8	64-2063
川崎支所	川崎町薄衣字法道地21-21	43-2440
藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏212	63-2050

◇信用保証機関

岩手県信用保証協会一関支所	大町7番14号	23-2533
---------------	---------	---------

◇市担当課

本庁商政課	竹山町7-2	21-2111
花泉支所産業建設課	花泉町涌津字一ノ町29	82-2211
大東支所産業建設課	大東町大原字川内41-2	72-2111
千厩支所産業建設課	千厩町千厩字北方174	53-2111
東山支所産業建設課	東山町長坂字西本町105-1	47-2111
室根支所産業建設課	室根町折壁字八幡沖345	64-2111
川崎支所産業建設課	川崎町薄衣字諏訪前137	43-2111
藤沢支所産業建設課	藤沢町藤沢字町裏187	63-2111